入札不調物件の売払いの

申込みから売買代金の支払い・物件の引渡しまで

今回の一般競争入札において、入札参加者のなかった物件や落札されなかった物件等については、<u>先</u> **着順で**買受予定者を決定します。

受 付 期 間

令和2年2月18日(火)から令和2年5月29日(金)まで 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

V

※ 郵送での受付は行っておりません。

売買契約の締結期限

提出書類の審査終了日から 10 日以内

▼

- ※ 提出書類の審査終了日の10日後が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、 売買契約の締結期限はその前の開庁日までとなります(審査に2週間 程度の時間を要する場合があります。)。
- ※ 売買契約の締結期限の延長は認められませんので、御注意ください。

売買代金の支払い

売買代金の支払いには、次の2通りの方法があります。

- ① 売買契約の締結期限までに全額を支払う方法
- ② 売買契約の締結期限までに売買代金の 1/10 以上の契約保証金 を納付し、売買代金の納期限(契約締結日から 28 日以内)まで に売買代金の残金を支払う方法

▼

※ 売買代金又は契約保証金の納期限及び売買代金の残金の納期限の延長は認め られませんので、御注意ください。

所有権の移転物件の引渡し

登記の手続は川崎市が行います。

収入印紙、登録免許税等は、物件購入者の負担となります。

※ 現地での引渡しは行いません。物件は現況有姿で引き渡したものとします。

入札不調物件の売払い

今回の一般競争入札において、入札参加者のなかった物件や落札されなかった物件等は、<u>先着順で</u>買受予定者を決定します。

なお、この場合においても川崎市が定めた**最低売却価格以上(落札者が契約しなかった入札不調物件 については、その落札金額以上)**の価格をもって申込みをしなければなりません。

また、各物件の川崎市の最低売却価格は1ページの入札物件一覧表のとおりです(落札者が契約しなかった物件の落札金額については、お問い合わせください。)。

入札不調物件の売払いは、入札保証金及び入札の手続に係る事項、契約の締結期限及び売買代金の支 払期限に係る事項を除き、本入札案内書に記載された事項を適用します。**入札不調物件の買受けを希望** される方は、事前に御連絡ください。

1 申込方法等

(1) 問い合わせ先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地

川崎市財政局資産管理部資産運用課(明治安田生命川崎ビル13階)

電話 044-200-2083 (直通)

ホームへ。ーシ゛アト゛レス

http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-0-0-0-0-0-0-0.html

(2) 受付期間

令和2年2月18日(火)から令和2年5月29日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。) 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 受付場所

上記(1)と同じです。なお、受付時に複数の申込者があった場合は、くじにより買受予定者を決定します。

(4) 申込方法

物件購入希望者は、次の書類を直接受付場所に持参してください。郵送による受付は行いません。 川崎市が定めた**最低売却価格以上(落札者が契約しなかった物件については、その落札金額以上)**の 価格をもって申し込んだ方と売買契約を締結します。

ア 申込者が法人の場合

- (ア) 川崎市暴力団排除条例にかかる誓約書(本入札案内書27ページをコピーして使用してください。)
- (イ) 市有財産譲渡申込書(本入札案内書30ページをコピーして使用してください。)
- (ウ) 法人の履歴事項全部証明書(原本)
- (エ) 代表者の印鑑登録証明書(法務局に届け出たもの) 1通

イ 申込者が個人の場合

- (ア) 川崎市暴力団排除条例にかかる誓約書(本入札案内書27ページをコピーして使用してください。)
- (イ) 市有財産譲渡申込書(本入札案内書30ページをコピーして使用してください。)
- (ウ) 印鑑登録証明書(原本) 1通

なお、共有で申込む場合は、共有者を含む申込者全員のものが必要です。

※ 証明書類はいずれも原本とし、発行後3か月以内のものが必要となります。なお、提出書類は返却しませんので、御了承願います。

2 契約の締結等

- (1) 契約の締結期限は提出書類の審査終了日から10日以内です。ただし、提出書類の審査終了日の10日後が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その前の開庁日までとなります。
 - 契約を締結にあたっては、受付日から売買契約の締結期限までの間に、**契約保証金として売買代金 の10分の1以上(円未満切上げ)**を納付していただきます。受付時に川崎市が発行する契約保証金 納付書により、市の指定金融機関等で納付してください。
- (2) 土地売買契約書(案)は22ページから25ページのとおりです。ただし、入札保証金及び入札の手続に係る事項、契約の締結期限及び売買代金の支払い期限に係る事項の記載については変更があります。
- (3) 売買代金以外にも売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転の登記に係る登録免許税等、本契約の締結に関して必要な費用は、物件購入者の負担となりますので御承知おきください。

3 売買代金の支払方法

売買代金の支払いは、次の2通りの方法がありますので、受付時にいずれの方法にするかお申し出ください。

(1) 売買契約の締結期限までに売買代金の全額を納入する方法

物件購入者は、売買代金を川崎市が発行する納入通知書により、契約の締結期限までに納入し、併せて、そのことを明らかにする書類(領収書の原本等)を契約の締結時までに川崎市に提示しなければなりません。

川崎市がその納入の事実を確認できたときに、売買物件の所有権は川崎市から物件購入者へ移転します。

(2) 売買契約の締結期限までに契約保証金を納付して、売買代金の納期限までに売買代金の残金(売買代金と契約保証金との差額をいう。以下同じ。)を納入する方法

物件購入者は、売買代金の残金を川崎市が発行する納入通知書により納入し、併せて、そのことを明らかにする書類(領収書の原本等)を納期限までに、川崎市に提示しなければなりません。

売買代金の残金の納期限は契約締結日から28日以内です。ただし、契約締結日から起算して28日目が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その前の開庁日までとなります。

川崎市がその納入の事実を確認できたときに、売買物件の所有権は川崎市から物件購入者へ移転します。

- ※ 売買代金の支払いは上記に記載した2通りの方法に限られ、分割納入等他の方法によることはできません。
- ※ 契約保証金は、納期限までに売買代金の残金を納入しなかった場合には、川崎市に帰属することに なりますので、十分御注意ください。
- ※ 売買代金の残金の納期限の延長は、いかなる理由があろうとも認められません。

市有財産譲渡申込書

(令和元年度 第1回一般競争入札による市有財産売払い不調分)

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市長

「令和元年度 第1回一般競争入札による市有財産売払いの案内書」に記載された内容を全て承知し、次のとおり 市有財産の譲渡について、関係書類を添えて申し込みます。

1	甲	込	者

住 所又は		電話	()	
所 在					
^{ふりがな} 氏 名又は 法人名・ 代表者名					実印
住所又は	- -	電話	()	
所 在					
共有者氏名					実印
住所又は	〒 –	電話	()	
所 在					
共有者氏名					実印

2 申込み物件

-	物件番号	所在地(地番)	面積(㎡)		
	1	川崎市中原区新丸子東1丁目790番4、5	120.51		
	金額	十億億千万百万十万万千	百 十 円		

- ※ 1 必要書類(証明書類はいずれも原本とし、発行後3か月以内のもの)の提出
 - (1)個人:川崎市暴力団排除条例にかかる誓約書及び印鑑登録証明書2通
 - (2) 法人:川崎市暴力団排除条例にかかる誓約書、法人の履歴事項全部証明書及び代表者の印鑑証明書2通 2 金額は、アラビア数字で明確に記入し、**金額の頭初に「¥」を必ず記入してください**。
- ◇ 今後の売払い事業の参考といたしますので、アンケートに御協力願います。

今回の市有財産の売払いを、どのようにしてお知りになりましたか。次の中から該当するものに○をしてください。

(複数選択可)

- ・ 川崎市インターネットホームページ・ 現地案内看板 ・ 本入札案内書 ・ アットホーム・ その他()
- その他(

川崎市暴力団排除条例に係る誓約書

(令和元年度 第1回一般競争入札による市有財産売払い)

令和2年 月 日

(申込日としてください)

私(当法人及び当法人役員等)は、川崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないことを誓約します。

また、上記の者でないことを確認するため、川崎市が本様式に記載されたすべての者の個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

1 申込者(個人の場合のみ)

氏名

実 印

(ふりがな) 氏 名	生年月日 (和 暦)	性 別	住 所

2 申込者(法人の場合のみ)

法人名 代表者氏名

実 印

入札参加申込時点の役員

役職名	(ふりがな) 氏 名	生年月日 (和 暦)	性 別	住所
代表者		,,,,,		

[※] 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問 その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、 執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。